個人10

受 令和 6 年 6 月 **3**日 付 午前·午後 / 時**42**分

一般質問 (代表·個人) 通告書

令和 6年 6月 3日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 山下 幹 雄

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により6月定例会において別 紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

- 1 質問事項
- 1 件
- 2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁
	再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
. 0	1回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

҆С゙........... 選択する方法に○を付す。



質問事項

公金詐取事件に係る損害賠償請求について

No. 1

公金詐取事件は、発覚公表の令和5年1月より約1年5か月が経った。

この間、元会計課職員の刑事告発、事件発生に関連する管理監督職員の懲戒処分、重過失とされる元会計管理者への賠償命令、損失額の回収と客観的視点に立てば、その対応が順次進んでいると見て取れる。これまでの事務展開に対し一定の評価をしたい。そのためにも公表部分を掘り下げながら、経緯における事項ごとの判断、解決に向けた戦略プランについて広く市民に向けて説明し、更なる行政の信頼回復を推進すべきと考え質問建てした。

- (1) 損害賠償に対する視点について
 - ア 事件発生時からの損害額回収の事務プランについて
 - イ 損害賠償請求の方法検討について

要

남

- (2) 損害賠償責任審査会について
 - ア 審査会の設置経緯について
 - イ 審査会の内容について
 - ウ 重過失の判断について
 - エ 顧問弁護士体制について
- (3) 損害賠償責任保険について
 - ア 保険の内容について
 - イ 本市職員の加入状況について
 - ウ 利用による不利益について
- (4) 今後の公金不足分回収に向けての事務プランについて
- (5) 市民に向けて、信頼回復のための説明責任について
 - ※ 申し合わせ事項に留意すること。